

食安輸発0716第1号  
平成27年7月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産ミニトマトの検査命令免除輸出者の変更)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年7月14日付け食安輸発0714第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、登録輸出者について住所変更の連絡があったことから、同通知の別表19を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。